

○国立大学法人信州大学学長選考会議規程

(平成 16 年 4 月 7 日国立大学法人信州大学規程第 35 号)

改正 平成 17 年 3 月 24 日平成 16 年度規程第 67 号 平成 17 年 11 月 17 日平成 17 年度規程第 47 号
平成 19 年 3 月 14 日平成 18 年度規程第 106 号 平成 19 年 3 月 26 日平成 18 年度規程第 110 号
平成 26 年 12 月 3 日平成 26 年度規程第 45 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人信州大学組織に関する規則(平成 17 年国立大学法人信州大学規則第 5 号)第 12 条第 2 項の規定に基づき、国立大学法人信州大学に設置する国立大学法人信州大学学長選考会議(以下「学長選考会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(職務)

第 2 条 学長選考会議は、学長の選考を行うとともに、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 学長の選考に関する事項
 - (2) 学長の任期に関する事項
 - (3) 学長の解任に関する事項
- 2 学長選考会議は、学長の業務執行の状況について、毎年定期的に確認を行うとともに、必要に応じて学長に支援及び助言を行う。
- 3 学長選考会議は、学長の在任期間が 3 年を経過した時点において、業務執行の状況について評価を行う。

(組織)

第 3 条 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国立大学法人信州大学経営協議会規程(平成 16 年国立大学法人信州大学規程第 36 号)第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる者のうちから、国立大学法人信州大学経営協議会において選出された者 8 人
- (2) 国立大学法人信州大学教育研究評議会規程(平成 16 年国立大学法人信州大学規程第 37 号)第 3 条第 1 項第 3 号から第 10 号までに掲げる者のうちから、国立大学法人信州大学教育研究評議会において選出された者 8 人
- (3) 理事 1 人

(議長)

第 4 条 学長選考会議に議長を置き、前条第 1 号及び第 2 号に規定する委員のうちから、委員の互選により定める。

- 2 議長は、学長選考会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 学長選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員が国立大学法人信州大学学長選考規程(平成17年国立大学法人信州大学規程第79号)第6条に規定する学長候補者適任者として推薦された場合は、同規程第9条により学長候補者が決定されるまでの間、当該委員の学長選考会議への出席を認めず、前項の委員の数に当該委員を参入しない。

3 学長選考会議の議事は、出席した委員の3分の2以上の多数をもって決する。

4 前項の規定にかかわらず、学長の選考及び解任の議事については、別に定めるところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、学長選考会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 学長選考会議の庶務は、学長選考会議の定めるところにより処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学長選考会議の議を経て、議長が行うものとする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学長選考会議の運営に関し必要な事項は、学長選考会議の議を経て、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月7日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年3月24日平成16年度規程第67号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年11月17日平成17年度規程第47号)

この規程は、平成17年11月17日から施行する。

附 則(平成19年3月14日平成18年度規程第106号)

この規程は、平成19年3月14日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月26日平成18年度規程第110号)

この規程は、平成19年3月26日から施行する。

附 則(平成26年12月3日平成26年度規程第45号)

この規程は、平成26年12月3日から施行する。